

岐阜県公報

第二千九百四十五号
平成三十年五月十一日

(金曜日)

目次

告示

包括外部監査契約の締結
保安林に指定する予定である旨の通知

(行政管理課)二九一
(治山課)二九一

公示

岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」等の機器更新及び維持管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課)二九三

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課)二九四

指定自立支援医療機関の変更届出

(同)二九四

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同)二九五

登録販売者試験の実施

(業務水道課)二九五

公共測量の終了

(用地課)二九六

正誤

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂正

(治山課)二九七

正

農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定中訂正

(同)二九七

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(同)二九七

告示

岐阜県告示第二百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 契約の始期 平成三十年四月一日

二 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額

三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払(ただし、必要に応じて前金払をする。)

四 契約の相手方 住所 岐阜市熊野町二番地一

氏名 豊田 裕一

資格 公認会計士

岐阜県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市久々野町小坊字舟サコ尾九七五から九八八まで、九九〇から九九七まで、九九一から一〇〇一まで、字水口谷一〇〇二、一〇〇三、一〇〇五から一〇〇七まで、字峠一〇〇八、一〇〇九、一〇一一、一〇一二、一〇一四から一〇二二まで、一〇二五から一〇四二まで、一〇四四、字曲り洞一〇四六、一〇五二から一〇六九まで、一〇七一から一〇七四まで、一〇七五の一、一〇七六の一、一〇七七、一〇七八、一〇七九の一、一〇八〇、一〇八五の一、一〇八六、一〇九〇の一、一〇九一、一〇九二の一、一〇九六から一〇九九まで、一一〇三から一一〇五まで、一一〇七から一一〇九まで、一一一一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 本巢市根尾宇津志字大平二二〇の一、二二〇の九、二二〇の一〇、二二三の一、二二三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鷲見字鷲ヶ岳三三六二の一五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鷲ヶ岳三三六二の一五六（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町山之口字深谷三二六一、三二六二
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡大野町大字牛洞字仏田二五八五（次の図に示す部分に限る。）、二五八六から
二五八八まで、二六八〇から二六八二まで
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」等の機器更新及び維持管理業務委
託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」等の機器更新及び維持管理業務委託に
ついて仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 関係業務の政務及び数値

岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」等の機器更新及び維持管理業務

2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 平成30年5月31日(木) 午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)
- (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係
電話 058 272 1111 (内線2277)

- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間 平成30年5月11日(金) から平成30年5月25日(金) までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

- (2) 交付場所 2の2)に同じ。

- 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の2)に同じ。

- 5 Summary
- (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Update, administration and maintenance of the Gifu Prefectural Information Network, "RENTAI" and its related equipment: One set

- (2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 11 May 2018 through 25 May 2018 (excluding weekends and national holidays)

- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 31 May 2018

- (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 31 May 2018.)

- (4) For further information, please contact: Information Policy Planning Division, Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2277

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年指月日定
今嶺はしもと内科	岐阜市今嶺一丁目一八番九	精神通院	平成三十一年一月
はら内科クリニック	多治見市大畑町西垣根三七	同	同

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年指月日定
(有)ダイケイ薬局広見店	可児市広見一丁目一八一	精神通院	平成三十一年一月
スギ薬局 柳ヶ瀬中央店	岐阜市日ノ出町二丁目一〇番地CINEXビル内	同	同
アイセイ薬局 市民病院前店	中津川市駒場字一六六番地三九〇八	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院または診療所) 医療機関名称の変更

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 更
朝日大学病院	岐阜市橋本町三丁目三三	精神通院	平成 三〇・四・一
国立大学病院 岐阜大 学医学部附属病院	岐阜市柳戸一	同	同

(薬局) 医療機関名称の変更

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 更
トイカイ薬局 F C 中 津川中央店	中津川市えびす町三丁目二四番 地	精神通院	平成 三〇・四・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院または診療所)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 退
田辺クリニック	岐阜市木田二一七一	精神通院	平成 二六・七・三
はら内科クリニック	多治見市大畑町西垣根三七	同	平成 三〇・四・三〇

(薬局)

登録販売者試験の実施

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 退
丹羽薬局	岐阜市新興町二四一	精神通院	平成 三〇・四・三〇
ダイケイ薬局	可児市広見一 一三三	同	同
アイセイ薬局 市民病院前店	中津川 中津川市駒場字西山一六六番 三九〇八	同	同

登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

平成三十年九月五日(水)午後零時三十分から午後五時十五分まで

二 試験の場所

各務原市那加桐野町五丁目六八番地 東海学院大学

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 出願書類

- 1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)
- 2 写真(出願前三箇月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び

生年月日を記載したもの)

なお、受験願書等の書類は、県保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)及び岐阜県健康福祉部業務水道課で、平成三十年五月十一日(金)から配布します。

五 受験手数料

一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください(消印しないこと)。

六 願書受付期間

平成三十年六月十一日(月)から同月二十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

七 願書受付場所

1 県保健所

2 岐阜県健康福祉部業務水道課

八 受験票の送付

受験者に対して、平成三十年八月三十一日(金)までに岐阜県健康福祉部業務水道課から受験票を送付します。

九 合格発表

平成三十年十月十九日(金) 午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ(業務水道課)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/ryo/yakuji/11224/>

<http://www.touhansikenkekaz7.html>

十 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成三十年十月十九日(金)から同年十一月十六日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前八時三十分から午後五時十五分まで(平成三十年十月十九日(金)にあって

は、午前十時から午後五時十五分まで)

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階)及び県保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課(電話〇五八 二七二 一一一内線二五七八)

岐阜県保健所生活衛生課(電話 五八 三八 三 三)

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課(電話 五八 二二三 七二六九)

西濃保健所生活衛生課(電話 五八四 七三 一一一内線二六八)

西濃保健所揖斐センター生活衛生課(電話 五八五 二三 一一一内線二六二)

関保健所生活衛生課(電話 五七五 三三 四 一一一内線三五五)

関保健所郡上センター生活衛生課(電話 五七五 六七 一一一内線三五二)

可茂保健所生活衛生課(電話 五七四 二五 三一一内線三七六)

東濃保健所生活衛生課(電話 五七二 二三 一一一内線三五七)

恵那保健所生活衛生課(電話 五七三 二六 一一一内線二五三)

飛騨保健所生活衛生課(電話 五七七 三三 一一一内線三二一)

飛騨保健所下呂センター生活衛生課(電話 五七六 五一 三一一内線三五四)

公共測定の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

養老町

二 作業種類

公共測量（数値撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年五月八日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

養老町

正 誤

（原稿誤り）

平成二十八年八月十九日第二千七百七十四号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（岐阜県告示第四百五十八号）五三二頁上段前から七行目中「土砂の流出の防止」は、「土砂の流出の防備」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十八年九月三十日第二千七百八十六号 農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定（岐阜県告示第五百二号）六二六頁上段後から九行目中「土砂の流出の防止」は、「土砂の流出の防備」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十年二月十三日第二千九百二十一号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第六十四号）八〇頁上段後から一行目中「(二)立木の伐採の限度」は、「(二)立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種」の誤り。

平成三十年五月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社